

仕様書

件 名：公共施設の自動販売機設置に係る行政財産の貸付

1. 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、十和田市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行う。

（1）貸付期間等

ア 貸付期間

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はしない。

イ 設置期限

貸借期間開始日から 5 日以内に所定の場所に設置するものとする。ただし、物件調書に定めがある場合は、物件調書のとおりとする。

（2）貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

（3）光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーターを自らの負担で設置し、貸付料とは別に、子メーターの指示値により計測した使用量に応じて、市（又は指定管理者）が算出した額を市の指定する方法により期限までに市（又は指定管理者）へ支払うこと。

（4）貸付面積

貸付面積は、1 台あたり 1 m²以内とする。また、必要に応じて、転倒防止対策を併せて行うこと。

（5）環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めること。

（6）設置条件

ア 機器設置の条件

①省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

②流通している日本銀行券及び貨幣を取り扱えること。

イ 販売品目等の条件

①販売品目等は、別紙物件調書のとおりとする。

②周辺の公有施設等に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

③酒類の販売は行わないこと。

ウ 維持管理責任

- ①商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ②使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理を行うとともに、自動販売機周辺を定期的に清掃し、使用済み回収ボックスから適切に回収・リサイクルを行うこと。ただし、物件調書に特別な定めがある場合はこの限りではない。
- ③販売品の搬入・回収物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- ④関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ⑤自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑥自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(7) 市との協議

設置事業者は、次の項目について市（指定管理者がいる場合は市及び指定管理者）と協議をし、指示に従うこと。

- ①使用済み容器・ゴミの回収方法及びゴミ箱の設置について
- ②自動販売機の設置及び商品補充方法等について
- ③自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について
- ④メーター検針及び光熱水費の支払い方法について
- ⑤その他協議が必要な事項について

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、本市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができる。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とする。

2. その他

- (1) 設置事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合は、契約解除の日から3年間、本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を認めない。
- (2) 月毎の販売数量及び売上金額について、四半期毎に市へ報告すること。
- (3) 施設閉館期間においては、施設内に設置された自動販売機を一時撤去して良いこととする。なお、自動販売機の撤去費用に関しては設置事業者の負担とする。